

中間取りまとめに向けて(案)

スマートフォン時代における安心・安全な利用環境の在り方に関するWG

平成25年2月20日
事務局

中間取りまとめにむけて(案)

- 本WGでは、スマートフォンが急速に普及する中、(1) スマートフォンにおける利用者情報に関する課題への対応、(2) スマートフォンサービス等の適正な提供の在り方、(3) スマートフォンのアプリ利用における新たな課題への対応について、これまで、関係事業者等からプレゼンを踏まえ、議論を行うことにより、スマートフォン環境下における利用者の課題を整理してきたところである。
- 今般の中間とりまとめでは、上記課題のうち、WGにおけるこれまでの検討を踏まえ、(1)・(3)は現状と課題について整理を行い、(2)は現状の整理を行う。今後、最終取りまとめに向け、その課題と対応について、引き続き検討を行っていく。

I部 スマートフォンにおける利用者情報に関する課題への対応

- (1) スマートフォンにおける利用者情報に関する現状
 - 種類と性質、取得方法、活用状況、諸外国の状況
- (2) スマートフォンにおける利用者情報に関する課題
 - 利用者情報の所得・管理・利用の在り方、第三者検証の在り方
- (3) スマートフォンにおける利用者情報に関する課題への対応

中間取りまとめの範囲

II部 スマートフォンサービス等の適正な提供の在り方

- (1) スマートフォンサービス等の適正な提供の在り方に関する現状
 - 苦情・相談の状況
- (2) スマートフォンサービス等の適正な提供の在り方に関する課題
- (3) スマートフォンサービス等の適正な提供の在り方に関する課題への対応

中間取りまとめの範囲

III部 スマートフォンのアプリ利用における新たな課題への対応

- (1) スマートフォンのアプリ利用における現状
 - ソーシャルメディアの利用状況
- (2) スマートフォンのアプリ利用における新たな課題
 - 従来の課題の変化、青少年における課題
- (3) スマートフォンのアプリ利用における新たな課題への対応

中間取りまとめの範囲

- 本WGの検討事項(3)では、スマートフォンが急速に普及する中、そのアプリ利用における新たな課題とその対応について検討を行うこととしている。具体的には、従来のネット利用における諸課題がどのように変化しているか、また、コミュニケーションアプリやSNSといったソーシャルメディアサービスの青少年による利用について、これまで、関係事業者等からプレゼンを踏まえ、議論を行うことにより、スマートフォン環境下における利用者の課題を整理してきたところである。
- 今般の中間とりまとめでは、そのスマートフォン環境下における利用者の課題について整理を行うものである。今後、最終取りまとめに向け、その課題に対して対応の検討を行っていく。

Ⅲ(1) スマートフォンのアプリ利用における現状

(1) ソーシャルメディアサービスについて

- ① 主なサービス事例(従来の携帯電話におけるサービスとの相違)
- ② 主な活用事例、諸外国における動向等

(2) ソーシャルメディアサービスの利用動向の変化

- ① スマートフォンの急速な普及に伴い、青少年を中心に、(従来の携帯電話等と比較し)利用動向がどのように変化しているか

Ⅲ(2) スマートフォンのアプリ利用における新たな課題

(1) ソーシャルメディアサービスの利用に当たっての課題

- ① スマートフォンを安心・安全に使用方法の周知啓発活動を強化すべきではないか。プライバシーに配慮し、年齢・性別等に応じた対策が必要ではないか。
- ② 携帯電話事業者による従来の携帯電話とは異なり、スマートフォンは様々な事業者が関わっており、利用者が必要なサポートを受けられにくい。利用者側が困ったときにスマートフォンに関する内容を一体的にサポートできるようなエージェント機能が必要ではないか。
- ③ アプリのプライバシーポリシーに加え、利用規約等の利用者への説明を利用者に分かりやすく取り組むべきではないか。
- ④ サービス提供事業者のモラル向上策等の利用者への取組についてより一層の強化を図っていくべき。多くのアプリ事業者が消費者保護や青少年保護等の知識の習得に向けた啓発が必要ではないか。

(2) 青少年のソーシャルメディアサービスの利用に関する課題

- ① アプリ等の様々なサービスが提供されることにより、リテラシーの多様化が進むため、各層の状況に応じたリテラシー向上の取組が必要ではないか。
- ② フィルタリング・年齢確認等、青少年の安心・安全な利用に向けた取組は一層重要。
- ③ コミュニケーションアプリのプラットフォーム化により、個人の様々な情報と連絡手段の結びつきが強くなっているが、それによる課題は生じていないか。

(3) 従来のネット利用の課題のスマートフォン環境下における対応

- ① 特に青少年において、スマートフォンの急速な普及に伴い、依存傾向等の諸課題に変化が生じていないか。また、スマートフォンを持ちながら歩くことによるトラブルが生じていないか。
- ② 情報の伝搬力を飛躍的に高めるツールであり、システム上の技術的な動作の同期化とともに、利用者の行動が集団で同期化したり、知り合い同士の利用者では善意のデマや炎上のリスクも生じてしまうのではないか。

(4) 青少年をはじめとする利用者、青少年に関わる関係者(保護者・教職員等)、ソーシャルメディアサービスに関わる事業者、行政等、主体別に期待される役割を整理していく。

(参考資料)

- 「ソーシャルメディア」は、「インターネットアクセス」「情報発信」「情報交換」「拡張性ある技術・サービス」等を共通の要素として、様々に定義されている。

【聖心女子大学】(聖心女子大学におけるソーシャルメディア扱いのガイドライン)

ソーシャルメディアとは、インターネットにアクセス可能で、情報交換が可能なあらゆる情報手段のことを指します。具体的には、Web ページ、その応用としてのブログ、プロフ、Wiki など。SNSに利用できるmixi、Facebook など。Twitter とその連携ソフト、情報投稿サイトであるYouTube、ニコニコ動画など、を総称します。

【追手門学院大学】(追手門学院 ソーシャルメディアガイドライン)

インターネットにおいてウェブ技術を利用して、個人の発信をもとに不特定多数のユーザーがコミュニケーションを行うことが可能なメディア(twitter、facebook、mixi、blog など)をいいます。

【千葉県】(千葉県職員のソーシャルネットメディアの利用に関するガイドライン)

ブログ、ツイッター、電子掲示板、ホームページ等に代表される、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいいます。

【米国ハンプトン市】(ハンプトン市ソーシャルメディアポリシー)

Social media is content created by individuals using accessible and scalable technologies through the Internet. Examples of social media include Facebook, blogs, MySpace, RSS, UTube, Second Life, Twitter, LinkedIn, Delicious, Flickr, etc.

(仮訳)ソーシャルメディアとは、インターネットを通じた身近で拡張性のある技術を利用して、個人により育成されたコンテンツ。主な例は、フェイスブック(Facebook)、ブログ、マイスペース(MySpace)、RSS、ユーチューブ(YouTube)、セカンドライフ(SecondLife)、ツイッター(Twitter)、リンクトイン(LinkedIn)、デリーシャス(Delicious)、フリッカー(Flickr)など。

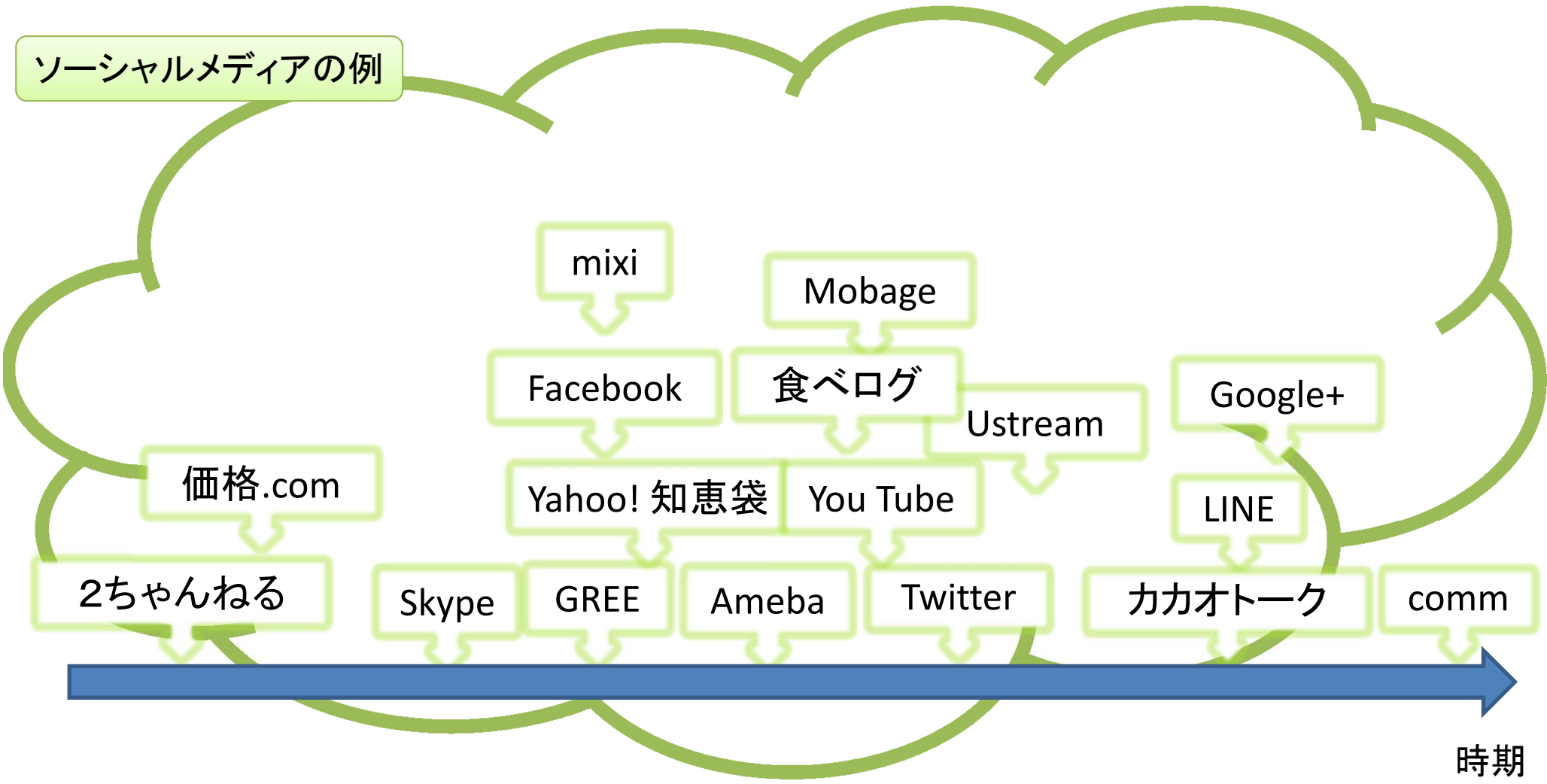
【総務省】(平成24年情報通信に関する現状報告)

ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア。利用者同士のつながりを促進する様々な仕掛けが用意されており、互いの関係を視覚的に把握できるのが特徴。

様々なソーシャルメディアのサービス

○ 「ソーシャルメディア」では、利用者が情報を発信し、形成していくことにより、利用者同士のつながりを促進する様々な仕掛けが用意されており、互いも関係を視覚的に把握できるのが特徴。ブログ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)、動画共有サイト等多岐にわたる。

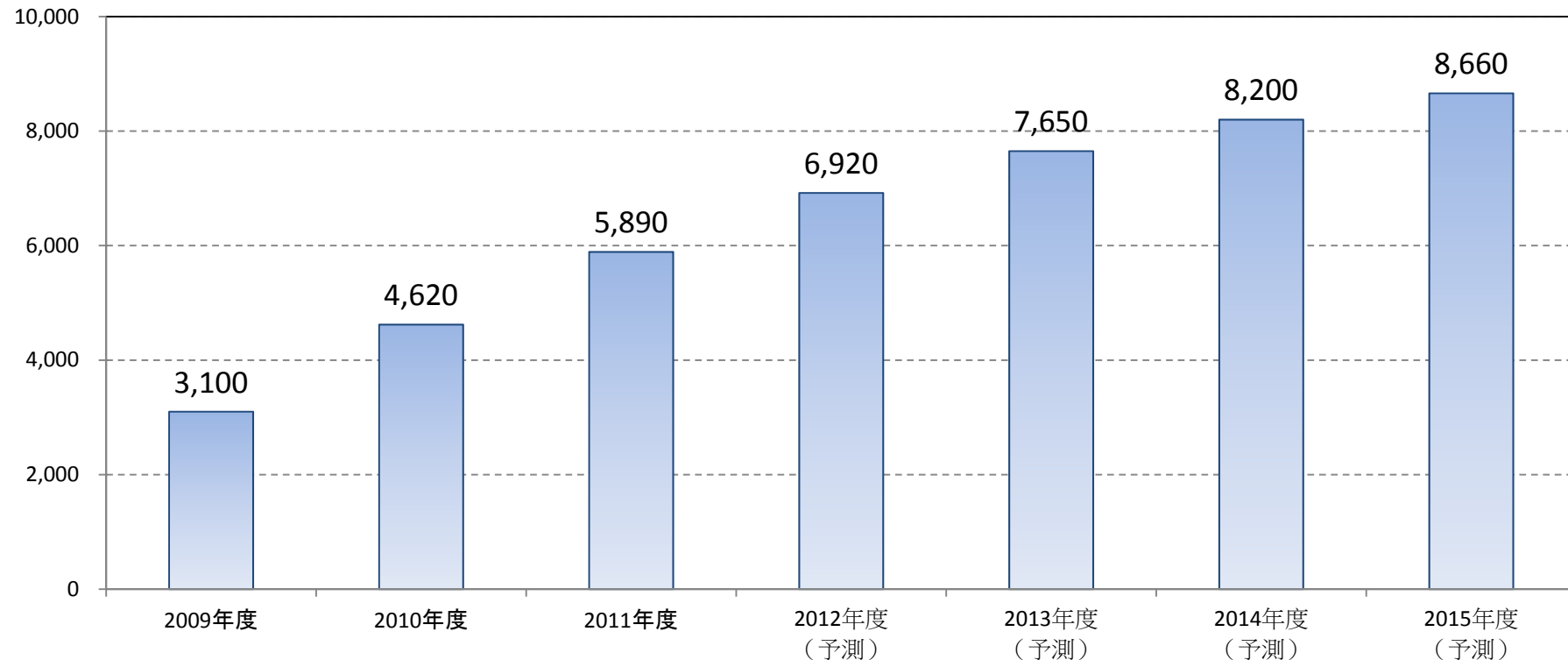
ソーシャルメディアの例



ソーシャルメディアの市場規模

○ 2011年度のソーシャルメディア(マーケティングサービス)の市場規模は59億円に拡大。ソーシャルメディアリスニングからソーシャルメディアコミュニケーションへ進化し、今後も引き続き市場は堅調に成長。2015年度には87億円に達するとの予測。

(百万円)



注1: 事業者売上高ベース

注2: (予測)は予測値

注3: ソーシャルメディアマーケティング支援とは、ソーシャルメディアにおける分析ツールの提供、ポリシー策定や効果測定・分析、戦略立案などのコンサルティング、専用ページや専用アプリの構築支援・運営代行などのサービスをさす。

(出典)ソーシャルメディアマーケティング支援市場に関する調査結果2012(株式会社矢野経済研究所)

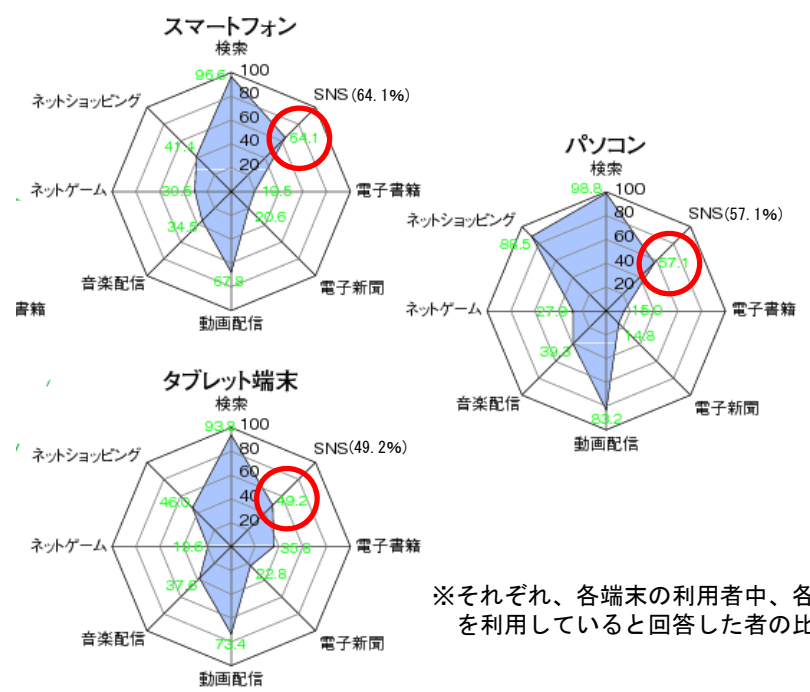
ソーシャルメディアに関する利用動向①

- 平成23年度総務省通信利用動向調査によると、ソーシャルメディアサービスの利用目的として、「知りたいことについて情報を探す」、「従来からの知人とのコミュニケーション」を挙げる利用者が多い。
- スマートフォンの普及が拡大する中、スマートフォンへの移行に伴うSNSの利用率は大幅に拡大。また、スマートフォンにおけるSNSの利用動向を見ると、タブレット端末やPCにおける利用率を上回る状況。

①スマートフォン移行前後における利用率の変化

	利用率	
	スマートフォン移行前	スマートフォン移行後
SNS	37.9%	62.6% (↑24.7%)
オンラインゲーム	21.7%	30.7% (↑9.0%)
動画配信サービス	20.8%	66.3% (↑45.5%)

②サービス別利用動向の端末別比較



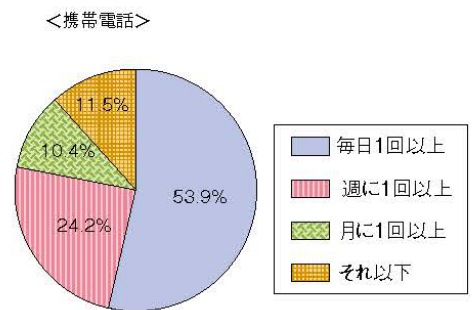
※それぞれ、各端末の利用者中、各サービスを利用して回答した者の比率 (%)

(出典)平成24年情報通信に関する現状報告(総務省)

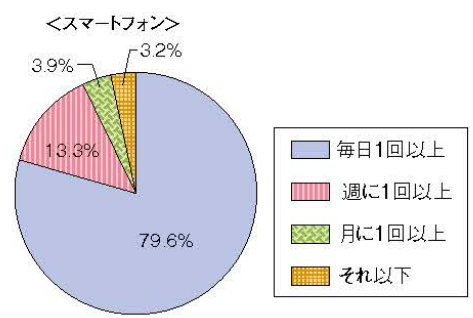
ソーシャルメディアに関する利用動向②

- 家庭外でのインターネット利用について、従来型携帯電話に比べ、スマートフォン利用では約8割が毎日利用しており、スマートフォンの普及に伴い、インターネットの利用が拡大。
- 目的別の利用状況では、全般的にスマートフォン利用が従来型携帯電話利用を上回り、特にホームページ閲覧、ソーシャルメディア利用、電子商取引、地図情報の利用について顕著に違いがでている。

家庭外でのインターネット利用頻度

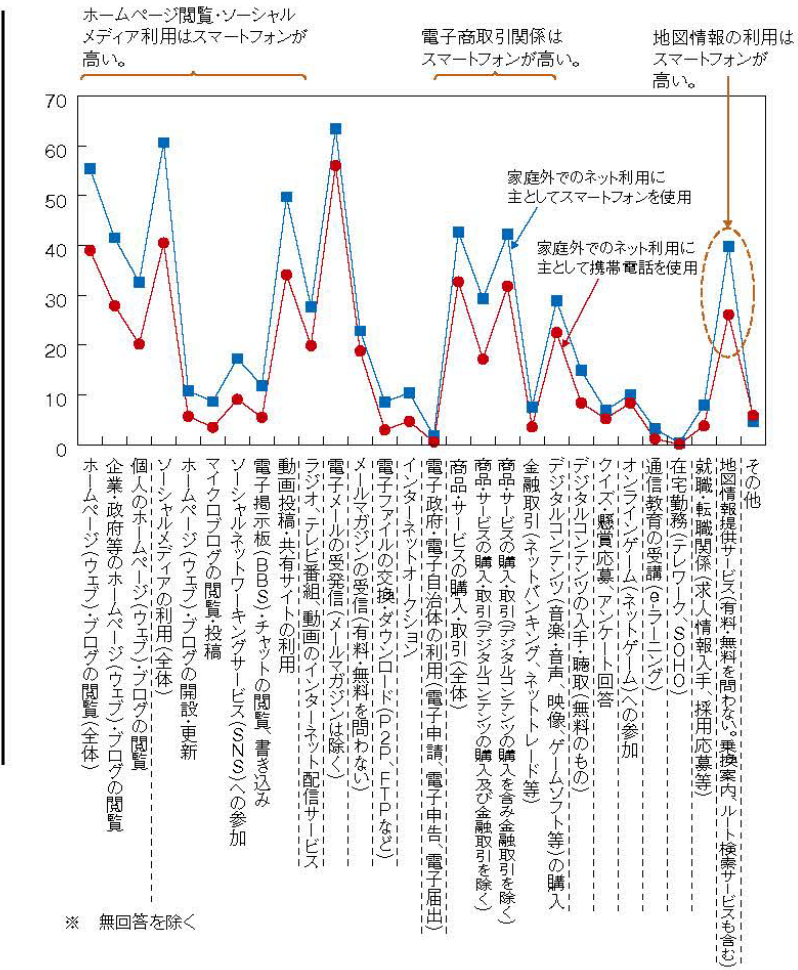


スマートフォン利用者は、約8割が毎日1回以上家庭外でインターネット接続。



※ 家庭外のインターネット接続について、主としてスマートフォンないし携帯電話を使用する個人の利用状況の比率を示す(無回答を除く)。

家庭外での目的別利用率



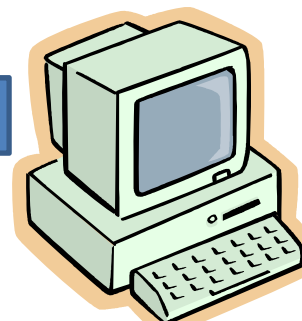
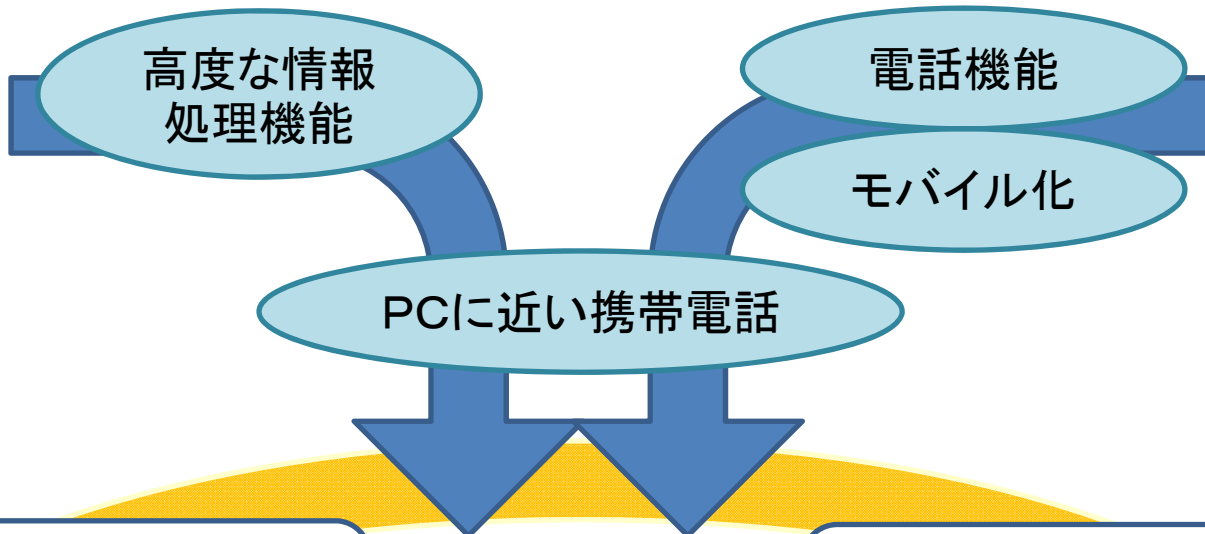
スマートフォンの特性

スマートフォンは、インターネットの利用を前提とした高機能携帯電話。アプリケーションを自由にダウンロードして利用する場面が多く、様々な側面において従来の携帯電話と異なる特性を有する。

※「スマートフォン」について、統一した定義はない



従来の携帯電話



PC



スマートフォン

アプリをインストールして
様々なサービスの利用や
自分好みの機能カスタマイズが可能

携帯電話網だけでなく
無線LANやWiMAX等を通じて
インターネットに接続可能

直感的なタッチパネル操作で
PC向けウェブサイト
大画面で閲覧可能


携帯事業者のみならず
プラットフォーム事業者、アプリケー
ション開発者等が相互に連携した
多様なアプリ・サービスを展開

スマートフォンによるモバイル利用形態の変化

- スマートフォンの登場により、従来の携帯電話と比較しモバイルの活用範囲が飛躍的に拡大。
- ユーザーのネット接続時間も長くなる傾向にあり、情報接触や日々の購買行動等、ユーザーのライフスタイルも大きく変化していく可能性がある。

SNS利用の拡大

☞ いつでもどこでもSNSの閲覧・投稿が可能。スマートフォンで撮った写真をSNSに簡単アップロード。



ネットに常時接続

☞ 利用者が意識しなくてもネットに常時接続され、アプリを通してネットワークサービスをシームレスに利用可能。

クラウドサービスが身近に

☞ OSとクラウドサービスが連携し、スマートフォンのデータをクラウド上に自動同期。



多様なアプリが利用可能

☞ 現在、数十万個のアプリがマーケットに登録、ダウンロード可能。今後ますます充実。



PCや家電との連携

☞ スマートフォンを使ってテレビやエアコン等の家電が操作可能。



無料で音声通話が可能

☞ 通話ソフトを使用し、IP網経由で通話料無料の音声通話が可能。



個人としてのソーシャルメディアの利用に当たって、トラブルに巻き込まれないようにするため作成されたソーシャルメディアガイドラインの例

「聖心女子大学におけるソーシャルメディア扱いのガイドライン」(平成23年)

○ ソーシャルメディアの利用における情報の扱い

- 機密性の保持
…守秘義務のある情報や私的な情報について、Web上に発言してはいけません。
- プライバシーを保護
…あなたが公共の場で表現しないようなことは、Web上でも同じように表現してはいけません。
- 間違いを正し明記する
…誤った内容を発信してしまった場合は、(中略)訂正し(略)、訂正したことを明記すること。
- 他社に敬意を払うこと
…他社に配慮することを十分に心がけてください。
- 偽名を使わないこと
…誰か別の人になり済ませないこと。

○ ソーシャルメディアにおける安全性とプライバシーの保護について

- あなたのプロフィールや個人的な情報、写真を閲覧されないよう、限定公開やプライバシー保護の設定をしましたか？
- 個人情報がどのように悪用される可能性があるか考えたことがありますか？
- 大切な人が、あなたのことを、あなたが公開した記事や写真をもとに評価しても、大丈夫ですか？
- 情報は公共の場で披露しても大丈夫な内容ですか？
- インターネットに発信した情報は取り消すことが困難なことを知っていますか？
- インターネットに発信した情報は取り消すことが困難なことを知っていますか？
- 自分以外の写真や情報に関して投稿する際、きちんと許可を取っていますか？
- スパイウェアやインターネットウィルスから保護するためのソフトはインストールされていますか？

行政サービスにおいてソーシャルメディアを活用する際の手続・留意点を示した例 「京都市ソーシャルメディアガイドライン」(平成25年1月10日公表)

○ 運用の留意点

- 利用者からの意見に対しては、誠実に対応する。
- 利用者の書込みに対して、すぐに回答できない場合、まず、その旨を回答し、後日、正式に回答するなど、利用者の視点に立った対応を行う。
- 情報発信に当たっては、写真・動画を組み合わせることで、視覚的にPRできるが、個人情報、肖像権・著作権等について、十分に配慮する。等

○ トラブル対応の留意点

- 批判や苦情が殺到し、收拾がつかなくなった場合(このような状態を「炎上」という。) ……反論や抗弁は控えるなど、冷静に対応する。等
- なりすまし(他の利用者のふりをして、インターネット上のサービスを利用すること。)が発生した場合 ……本市が開設したソーシャルメディアのアカウントのなりすましが発生していることを発見した場合は、当該ソーシャルメディアの開設者に削除依頼を行う。等
- 事実と反する内容が投稿された場合 ……正しい情報を発信し、必要に応じて、正しい情報を発信しているホームページへのリンクを掲載する。等

○ 安全に活用するための留意点

- 本市若しくは本市と利害関係にある者又は団体の秘密に関する情報を発信してはならない。
- 本市の権利を侵害する情報や、正当な理由なく他者の権利を侵害する情報を発信してはならない。
- 本市のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信してはならない。
- 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いに留意しなければならない。
- 個人で利用している場合において、本市職員であることを明らかにして、本市行政に関する情報を発信するときは、自らは直接職務上関わらない事項であっても、読み手側は「本市職員＝職務で関っている」と捉える可能性があるため、不正確な記述が多大な影響を及ぼすことについて留意しなければならない。

(出典)「京都市ソーシャルメディアガイドライン」から抜粋

青少年のインターネットリテラシーの現状①

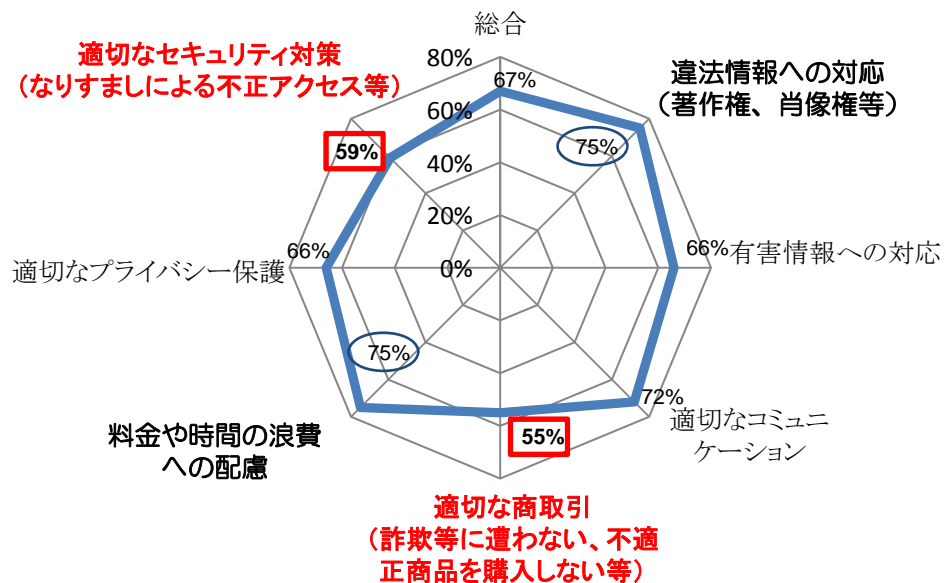
○ 総務省では、青少年がインターネットを安心・安全に利用できるべく、インターネット上の危険・脅威に対応するための能力とその現状を可視化するため、これらの能力を数値化するテスト(「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標(ILAS※:アイラス)」)を開発。 ※Internet Literacy Assessment indicator for Students

【テストの実施】 時期:平成24年6月～7月 対象:全国23の公立・私立の高等学校等(高校1年生相当 約2,500名)



【テストの結果】

(1) インターネット上の危険・脅威への対応に必要な能力
(有識者検討会で以下の項目に整理。OECDのリスク分類を参照し作成)

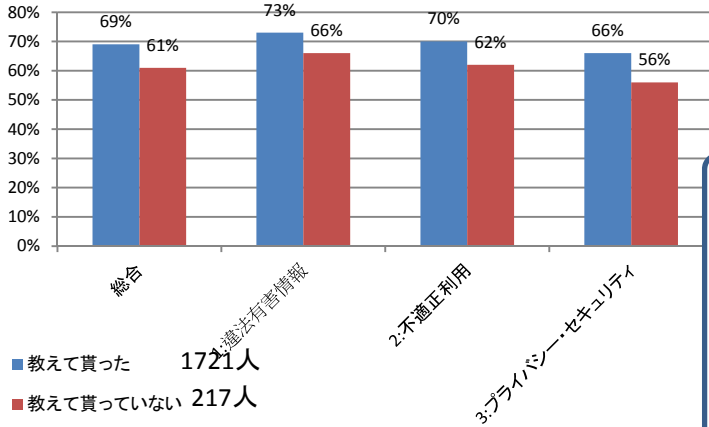


(2) テストによる主なクロス集計結果

- ① 都市部のリテラシーが相対的に高い(市(30万超) 73% > 市(30万未満) 59%)
→ 地域における周知啓発が重要
- ② インターネット上の危険について学習経験がある青少年のリテラシーが高い(経験あり 69% > 経験無し 61%)
→ 引き続きリスクに関する学習機会の提供が重要
- ③ PCをよく利用する青少年のリテラシーが高い(PC 72% > スマホ 67%)
→ PC同様、プライバシー・セキュリティ等の意識向上が重要
- ④ トラブルに遭遇した経験のある青少年のリテラシーが高い(経験あり 71% > 経験無し 65%)
→ インターネットを利用しながらリテラシーの向上が重要
- ⑤ 家庭で話合いをしている青少年のリテラシーが(やや)高い(話合いあり 70% > 話合い無し 68%)
→ 家庭で話合いを勧めるとともに、保護者への啓発が重要

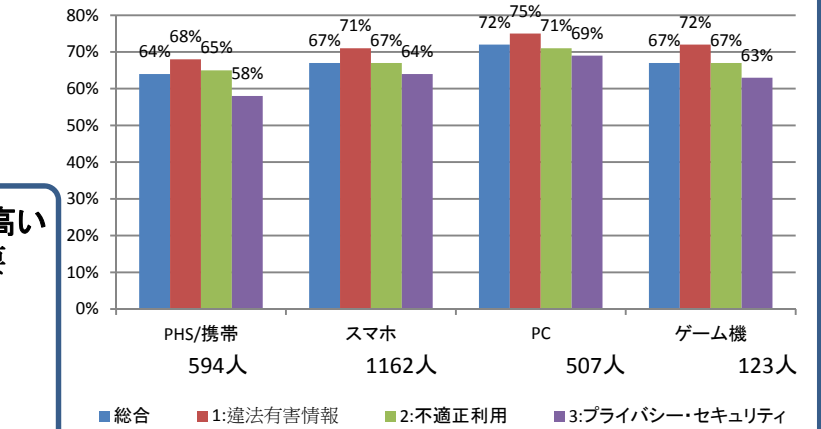
② インターネット上の危険について学習経験がある青少年のリテラシーが高い

→今後もインターネット上の危険に関する学習の機会を提供することが重要
正答率



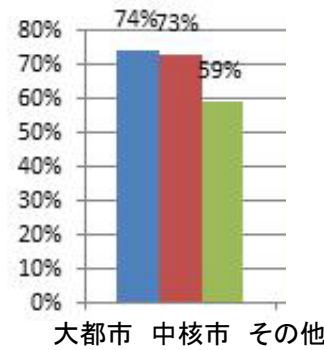
③ PCをよく利用する青少年のリテラシーが高い

→PC利用者のようにプライバシー・セキュリティ等の意識を高めていくことが重要
正答率



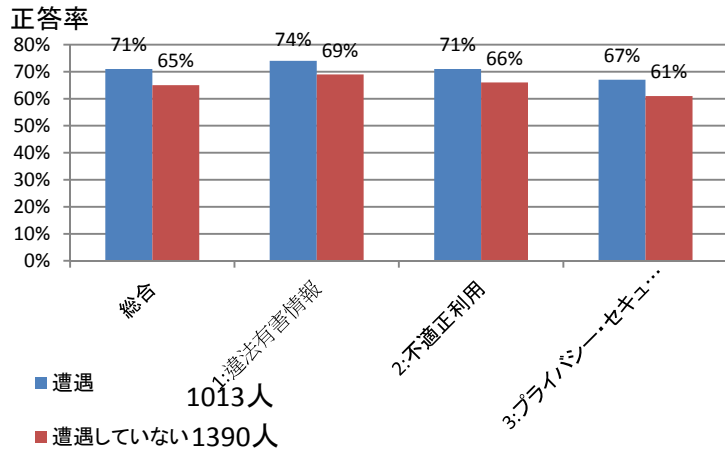
① 都市部のリテラシーが相対的に高い

→ 地域における周知啓発が重要



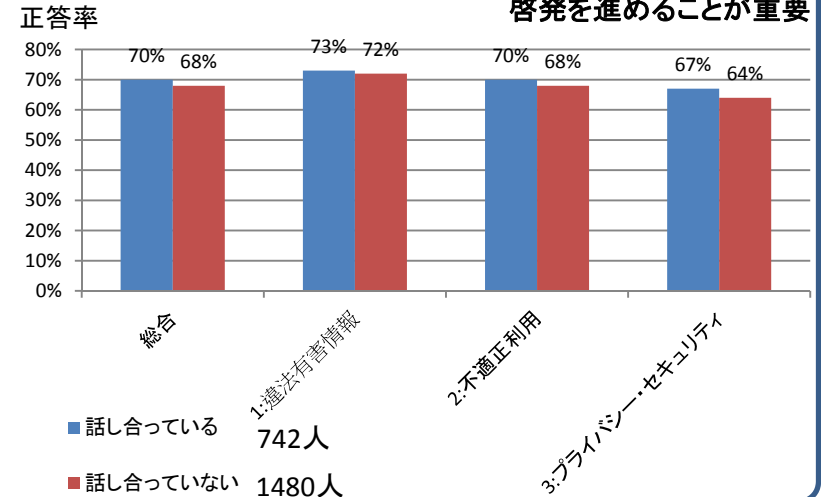
④ トラブルに遭遇した経験のある青少年のリテラシーが高い

→インターネットを利用させながらリテラシーを高めることが重要
正答率



⑤ 家庭で話し合いをしている青少年のリテラシーが(やや)高い

→家庭での話し合いを勧めると共に、保護者への啓発を進めることが重要
正答率



スマートフォンにおけるフィルタリングの課題

- ① 無線LAN接続においてフィルタリングがかからないことがあること
- ② アプリを利用する際に、カテゴリ分類によるフィルタリングを利用できないことがあること

【従来型携帯電話端末】 (フィーチャーフォン)



iモード、Ezweb、Yahoo!ケータイ、
PCサイトブラウザ

【スマートフォン】



Internet Explorer等の汎用ブラウザ
Androidマーケット等の**アプリケーション**

無線LAN

携帯キャリアのネットワーク
(3G等)

携帯電話
事業者網

フィルタリング
サーバー

インターネット

【フィルタリングの改善】

○KDDI(平成24年10月16日公表。11月1日提供開始)「安心アクセス for Android™」

- ・アンドロイドのスマートフォン向けに、**アプリフィルタリング機能**(アプリケーションの起動を制限)、**ウェブフィルタリング機能**(無線LAN等経由を含む不適切なWEBページへのアクセスを制限)を**段階別に提供**(小学生・中学生・高校生の3段階から選択)

○NTTドコモ(平成24年10月31日公表。平成24年度内に提供開始予定)

- ・青少年の安心・安全なコンテンツ利用に配慮したサービス、**アプリを安心して利用できるための機能**の提供(詳細未定)

○ソフトバンクモバイル(平成24年12月10日公表。平成25年2月以降提供予定)

- ・アンドロイドのスマートフォン向けに、**学齢に応じたアプリフィルタリング機能**(アプリケーションの起動を制限)・**ウェブフィルタリング機能**(すべての通信経路に一括対応)の提供

- 2009年2月27日、これまで普及啓発活動等に各々取り組んできた利用者・産業界・教育関係者等が相互に連携するため、安心ネットづくり促進協議会が設立された。（2012年3月、事務局機能を一般社団法人化）
- 設立総会で採択された活動キャッチフレーズ「1億人のネット宣言 もっとグッドネット」に基づき、これまで、全国各地での普及啓発イベントを開催してきたほか、コミュニティサイトやスマートフォンに関する課題を検討し提言を行うなど、民間主導により様々な活動を実施。

<会員> (2012年9月末現在 186会員)

■通信事業者

(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株) 他

■通信機器メーカー

富士通(株)、シャープ(株)、(株)東芝、(株)日立製作所 他

■コンテンツ企業等

ヤフー(株)、グーグル(株)、(株)ディー・エヌ・エー、(株)ミクシィ、グリー(株)、マイクロソフト(株)、エイベックス・マーケティング(株) 他

■一般企業

東京海上日動火災保険(株)、東日本旅客鉄道(株)、(株)日本マクドナルド、日本コカ・コーラ(株)、(株)内田洋行、日本郵政(株) 他

■学識経験者及び団体等

西垣通(東京大学教授)、清水康敬(東京工業大学名誉教授)、金子郁容(慶應義塾大学教授)、中村伊知哉(慶應義塾大学教授)、

坂元章(お茶の水女子大学教授)、
全国高等学校PTA連合会、日本PTA全国協議会、
全国高等学校長協会
三鷹市、主婦連合会、全国銀行協会、全国市長会、
全国町村会、
日本レコード協会、映倫、全国地方新聞社連合会、
関西経済連合会 他

<組織体制等>

役員

会長： 堀部 政男（一橋大学名誉教授）
副会長： 曾我 邦彦（元日本PTA連合会会長）、高橋 正夫（全国高等学校PTA連合会顧問）
清原 慶子（三鷹市長）、村井 純（慶應義塾大学教授）
吉澤 和弘（NTTドコモ取締役常務執行役員経営企画部長）

普及啓発広報委員会

委員長：
中村 伊知哉（慶應義塾大学教授）
副委員長：
石戸 奈々子（CANVAS理事長）
上沼 紫野（弁護士）
尾花 紀子（ネット教育アナリスト）
藤川 大祐（千葉大学教授）

普及啓発活動作業部会

調査研究委員会

委員長：
森 亮二（弁護士）
副委員長：
桑子 博行（テレサ協）
曾我部 真裕（京都大学准教授）

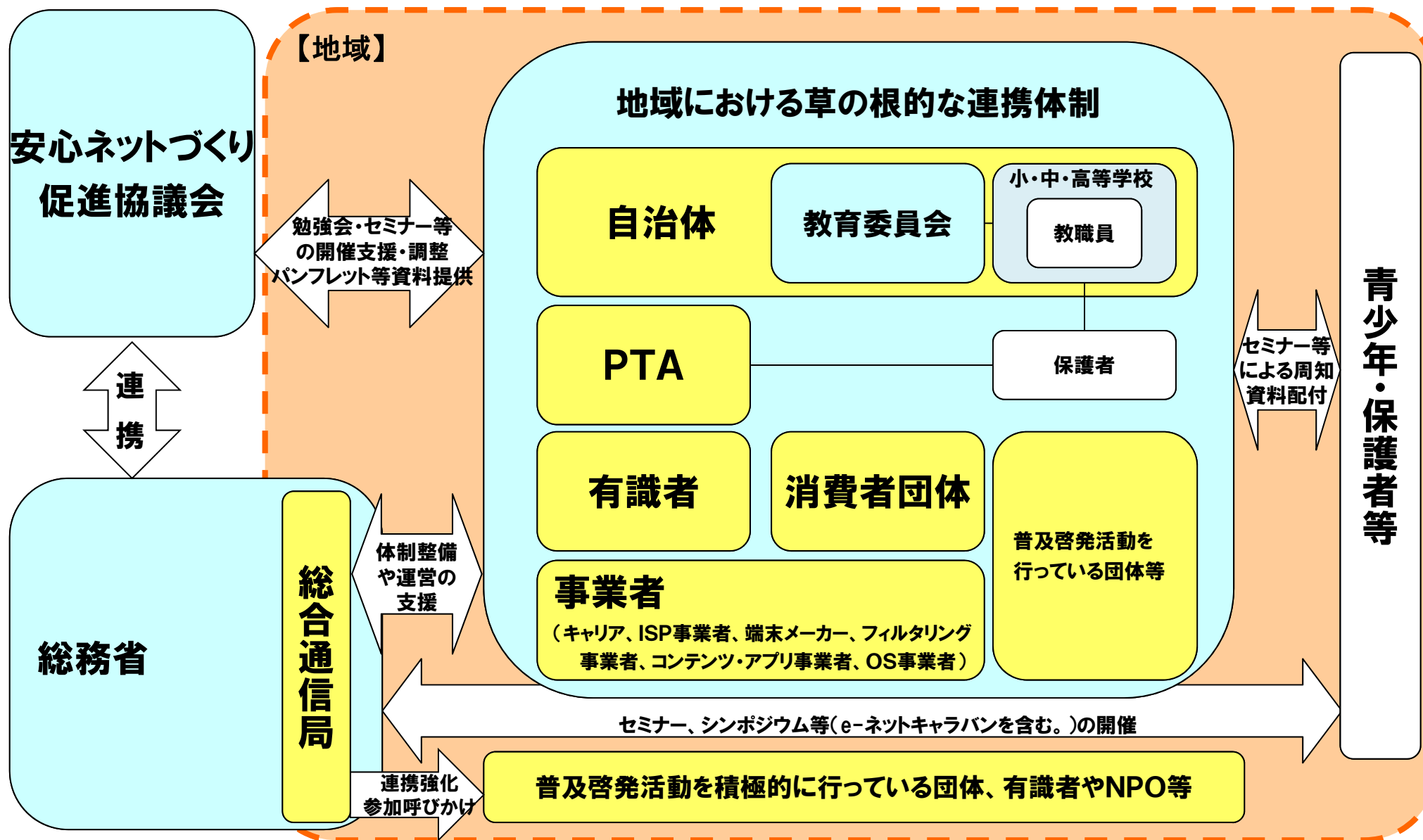
調査検証作業部会

児童ポルノ対策作業部会

コミュニティサイト検証作業部会

スマートフォン利用作業部会

ソーシャルゲーム事業適正化検証作業部会



青少年による携帯電話からのインターネット利用が進む一方、青少年のCGM※サービス利用に伴う被害も増加

※CGM(Consumer Generated Media):消費者生成メディア。代表的なものとして、mixi等に代表されるSNS

平成22年5月 本研究会第2次提言(青少年関係抜粋)

(1)「ミニメール」の内容確認

SNSサイト内でのメッセージ交換である、いわゆる「ミニメール」を監視することが、青少年保護の観点からは有効。しかし、通信の秘密を侵害するか法的関係が整理されておらず、法的関係を明確化し、実施することが望ましい。

- 「ミニメール」の内容は、通信の秘密に該当する。よって、「ミニメール」の内容を確認することは、通信の秘密を侵害する。
- しかし、利用者から有効な同意を取得することにより、実施することができる。
- サービス提供に先立ってCGM運営者が通信当事者として加わることについて利用者から明確な同意が得られている場合も、内容確認を行うことができる。

(2) 利用者の年齢認証の確実化

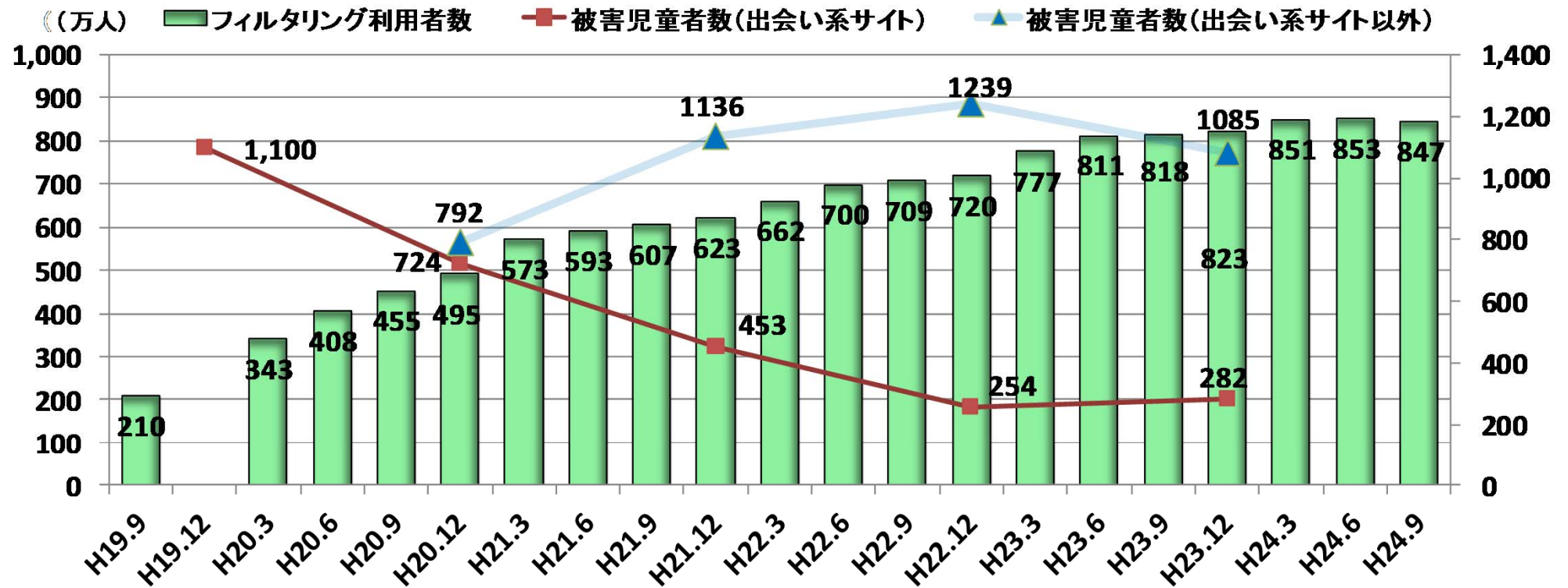
CGM事業者による機能制限等の前提となる利用者の年齢認証については、悪意のある成年が青少年と偽り、又は青少年が成年と偽ることにより機能制限等を免れるといった年齢認証に伴う弊害が指摘されており、年齢認証の確実化に向けた取組の強化が必要。

携帯電話事業者等が取得した年齢情報をCGM運営者が活用する方策を検討すべき。その際、個人情報保護法との関係について整理した上で、青少年保護に向けた民間による自主的取組として実施されることが望ましい。

- (1)平成23年4月 安心ネットづくり促進協議会 コミュニティサイト検証作業部会報告書
民間事業者、保護者等の関係者が取り組む現状と今後の課題について整理。
- (2)各事業者において、ミニメールの内容確認を実施。

青少年のフィルタリング利用状況等の推移

○ フィルタリングの普及やミニメール監視等の取組の結果、被害児童者数(出会い系サイト)とともに、被害児童者数(出会い系サイト以外)も低下傾向。



※フィルタリング利用者数: (社)電気通信事業者協会の報道資料をもとに総務省作成

※出会い系サイト等被害児童者数: 警察庁「平成23年中の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」(H24.2.23)

青少年インターネットWGの提言(概要)(平成23年10月)

■ 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成21年4月1日施行)

【基本理念】

- ① 青少年の適切なインターネット活用能力の習得(インターネット利用に係るリテラシー向上)
- ② 青少年の有害情報の閲覧機会の最小化(フィルタリングの機能向上・普及、関係事業者による取組み)
- ③ **民間による自主的・主体的取組**、国等による尊重・支援
(上記を踏まえ、携帯電話会社、プロバイダ、パソコンメーカー等にフィルタリングの提供義務、啓発等努力義務等あり)

■ 青少年インターネットWGの主な提言(上記法律の「3年以内見直し」に対応するため、環境変化を踏まえ検討)

検討項目	主な提言の概要
1. 5つの基本方針	① リテラシー向上と閲覧機会最小化のバランス ② 閲覧機会最小化方策は、受信者側のアプローチが基本 ③ 一義的監護・教育の役割と権利を持つ保護者を関係者が補助すべき ④ 民間主導と行政による支援 ⑤ 青少年有害情報は民間が判断すべきであり、行政は干渉してはならない の5つの基本方針を確立
2. 関係者に求められる役割等	■ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者・契約代理店は、保護者に対して、青少年有害情報閲覧等に一定のリスクがあること等の説明が求められる。また、年齢段階に応じた適切な方式を推奨することが望ましい。 ■ 行政は、青少年のインターネットリテラシーに関する指標を、国際的に比較可能な形で整備し定期的に公表することが求められる。
3. 多様なインターネット接続可能機器(スマートフォン等)	■ スマートフォンから無線LANを通じてインターネットに接続するサービスについて 携帯電話事業者・販売代理店等は、①無線LAN接続機能の有無、②無線LAN接続時でのフィルタリング利用の可否、③無線LAN機能の制限の可否について、端末販売時に保護者等に説明することが求められると考えられる。 ■ スマートフォン上のアプリケーションソフトについて 携帯電話事業者・販売代理店は、閲覧制限機能の利用の可否及び利用できる場合はその方法について、端末販売時に保護者・利用者に説明することが求められると考えられる。 携帯電話事業者、端末製造事業者、プラットフォーム事業者は、アプリを一定の基準で選別する青少年有害情報閲覧制限機能の利用を容易にする措置を講じることが求められると考えられる。
4. 青少年保護・バイ・デザイン(青少年保護 by Design)の提唱	■ 新たな機器やサービスを提供する場合、設計段階から青少年が利用することを想定し、実効的な青少年保護措置を組み込むべきことを示す概念として「青少年保護・バイ・デザイン」を提唱する。

安心協 スマートフォン利用作業部会の概要

1 作業部会設置の目的

総務省ICT諸問題研究会・青少年WGが提唱する「青少年保護・バイ・デザイン※」を推進する観点から、今後のスマートフォン等の普及を前提に、現状について情報共有を図るとともにスマートフォンに係る課題を整理し明らかにする。

※新たなサービス提供の計画段階から、青少年の利用を前提に保護対策を組み込んでおく考え方

2 検討体制

主 査： 藤川 大祐(千葉大学教育学部教授) 副主査： (社)電気通信事業者協会、グリー株式会社、シャープ株式会社

3 検討項目

- (1) スマートフォンによるインターネット利用に係る事業者の取組みに関する現状と課題
- (2) 無線LANを通じたスマートフォンでのインターネット利用に係るフィルタリング
- (3) アプリケーションに関するフィルタリング

4 報告書の概要

<基本的な考え方>

- フィーチャーフォンとスマートフォンとの異同を踏まえつつ、関係者の連携協力によるリテラシー向上とフィルタリングの両面について対策が必要。
- 青少年保護・バイ・デザインの考え方に沿って、リテラシーの向上とフィルタリング改善とがバランスよく、迅速に進められることが必要。
- 今後新たに携帯電話サービスに関わる関係者も青少年保護・バイ・デザイン※の発想で新たなサービスを提供することを期待。

※端末やソフトウェア等を提供しようとする事業者が、あらかじめ青少年の利用を想定し、必要な策を組み込むことを求める考え方

<関係者による取組みの状況>

- スマートフォン上において、無線LAN・アプリ利用時のフィルタリング環境に関し、携帯キャリアによる無線LAN接続やアプリの制限機能(on/off、ダウンロード/起動制限)、OSレベルでのペアレンタルコントロール機能により、一定のフィルタリング環境を提供。

⇒フィーチャーフォンにおける対策に鑑みれば、利用者・保護者に必ずしも十分理解されているとは言えず、さらなる機能強化が早急に必要。

⇒利用者・保護者も、自らが学び、解決する能力を身につけるためのリテラシー向上に向けた取組みが必要。

<今後に向けて>

- スマートフォンに関する利用者への説明
- 関係事業者及び利用者・保護者の連携によるフィルタリング改善
- 利用者リテラシーの向上

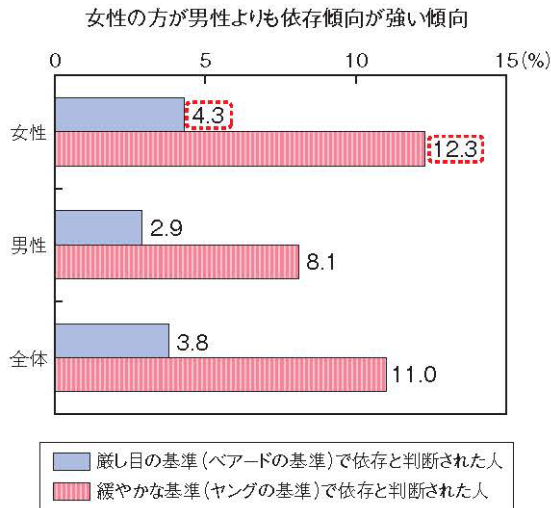
※スマートフォンにおいても利用者のリテラシー向上に向けたさらなる取組みを関係者(事業者・利用者・保護者)が一体となって対応する必要

 地域での連携体制の必要性

従来のインターネット利用における「ネット依存」の調査結果

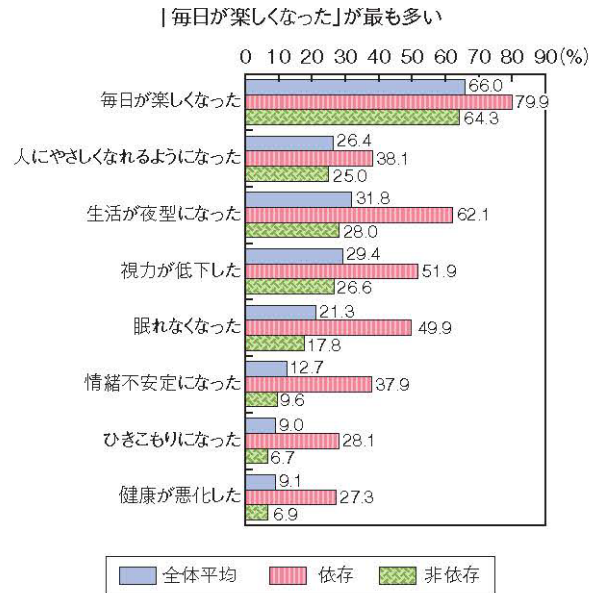
- 従来のパソコンインターネットと依存との関係について、携帯電話向けSNSサービスの利用者を対象に依存傾向について、調査を実施(2010年調査)。
- 従来のパソコンインターネットが青少年に与える影響は、必ずしも多いとは言えないが、情報モラルを身につけさせるなどの対策は必要。
 - ① SNSへの依存傾向がある人は、緩やかな基準で11.0%。厳しめの基準で3.8%。
 - ②③ SNSへの依存による影響について、睡眠時間や視力低下を犠牲にした等のネガティブな面だけでなく、毎日が楽しくなった、人に優しくなれるようになった等のポジティブな面もあり

①携帯電話SNS利用者の依存状況



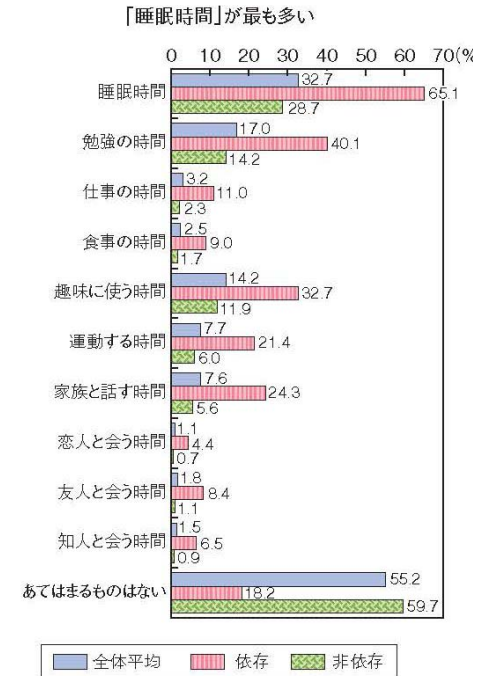
(出典) 橋元良明編「ネット依存の現状—2010年調査」(平成23年)
 (総務省・安心ネットづくり促進協議会「インターネット上の有害情報による青少年等の社会性への影響に関する調査研究」(平成23年)より)

②携帯電話SNS利用による影響



※ 依存については緩やかな基準 (ヤングの基準) での判断

③携帯電話SNS利用による犠牲



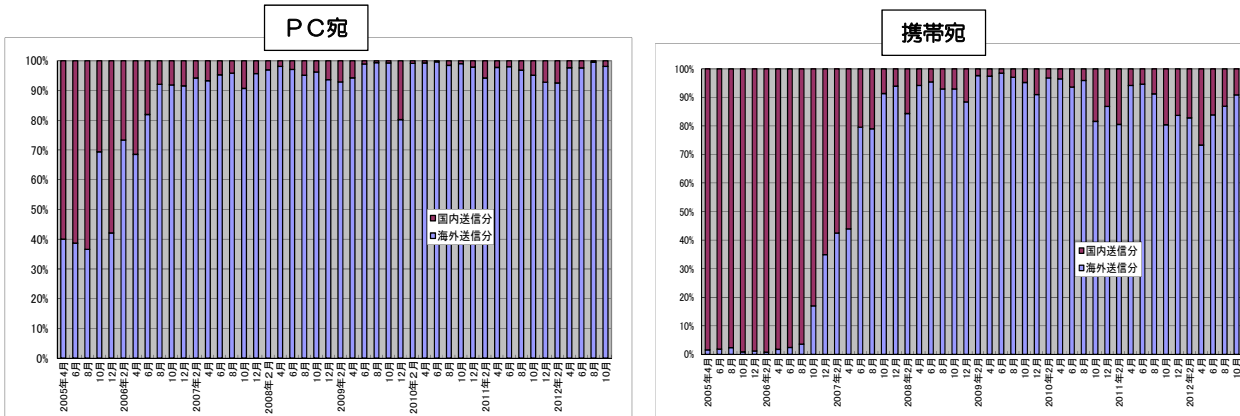
※ 依存については緩やかな基準 (ヤングの基準) での判断

(出典) 平成23年情報通信に関する現状報告(総務省)

迷惑メールの現状

- 我が国の電気通信事業者が受信した電子メールのうち、迷惑メールの占める割合は7割前後で推移。
- 我が国に到着した迷惑メールのうち、PC宛、携帯宛ともに9割以上が外国発。
- 発信国別に見ると、中国発のものが約4割。また、フィリピン、インド、韓国、ベトナム等アジアからの送信が多く見られる。
- 我が国着の迷惑メールでは、出会い系サイトの広告宣伝を内容とするものが約7割。

【日本着の迷惑メール発信状況の推移】

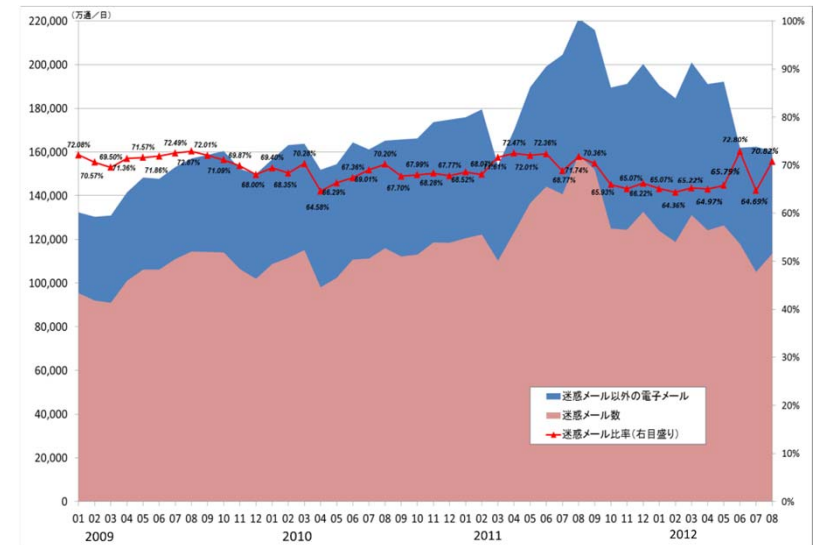


出典：一般財団法人日本データ通信協会迷惑メール相談センター調べ（相談センターのモニター機で受信した情報を分析したもの）

迷惑メール対策の現状

法令による制度的な対策	特定電子メール法等によるオプトイン規制(受信者の同意を得ない広告宣伝メールの原則送信禁止)等
技術的な対策	なりすましメール対策としての「送信ドメイン認証技術」の導入促進 等
関係者による取組	携帯電話事業者、ISP等によるフィルタリングサービスの提供、啓発活動 等
国際的な取組	外国関係機関との送信者情報の交換、官民による国際連携

【国内ISPにおける迷惑メール数・割合の推移 (2012年8月時点)】



※ 電気通信事業者（13社）の協力により、総務省とりまとめ

【日本着の迷惑メールの内容 (2011年)】

出会い系サイト 70.7%	投資情報広告 10.4%	物販広告 10.4%	その他 8.5%
------------------	-----------------	---------------	-------------

出典：一般財団法人日本データ通信協会迷惑メール相談センター調べ(相談センターに寄せられた違反情報提供を分析したもの)

迷惑メッセージの送付事例

- PCや携帯電話のメールだけではなく、SNSやコミュニケーションアプリにおけるメッセージ機能等を利用して、サクラサイト^(※)や出会い系サイトへ誘導すること等を目的とする迷惑メッセージを送付する事例が発生。
- SNSのプロフィール等から利用者の趣味や嗜好に応じたメッセージが送付されている可能性もあり、注意が必要。

※ サクラサイトとは、サイト業者に雇われたサクラが異性、タレント、社長、弁護士、占い師などのキャラクターになりすまして、消費者の様々な気持ちを利用し、サイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させ、その度に支払いを続けさせるサイト（出会い系サイトに代表される。）を指す。

【事例1】

無料SNSサイトで、自分の好きなタレントのページにリンクを張って利用していた。すると、そのタレントから直接メッセージが届き、メール交換をするために、別のサイトに誘導された。1年以上、同じURLでやり取りを続けているが、途中でサイトの名前や振込先が変更されたが、タレントとはそのまま、やり取りをし続けることができた。タレントは事務所に内緒でメール交換しているので、サイト内でなければ続けられないと言う。すでにサイト業者に260万円も支払ってしまったが、だまされたのだろうか。

【事例2】

スマートフォンで、電話やメッセージ交換が無料で利用できる“コミュニケーションアプリ”を利用している。ある日、そのアプリに、「連絡がほしい」というメッセージが届いた。このアプリに連絡できるのは、自分の携帯電話番号かアプリ登録時に発行されるIDを知っている人だけだと思っていたので、返信した。すると「自分はマネジャーをしている。担当しているタレントの相談に乗ってほしい。連絡先を交換するまでの間、一時的にメール交換ができるサイトを用意する」と返事が届いた。不思議に思いながらも、無料だったので、案内されたサイトでタレントと何度かメール交換をした。ところが途中から、メール交換のためには、ポイントの購入が必要になることが分かった。さすがに、やめようと思っていたところ、芸能事務所の秘書や顧問だという人から、アプリに電話があり、「あなたには本当に感謝している。後でお礼をするので、費用を立て替えておいてほしい」等と何度も電話があった。その言葉を信じて、やり取りを続けたが、いつまで経ってもお礼が振り込まれない。合計約30万円も支払ってしまった。だまされたと思うので、返金してほしい。

【事例3】

SNSで「友達になりたい」というメッセージが来てやり取りしていたら、変な所から「芸能人と友達になれる」、「5千万円当選しました」という内容の迷惑メールが来るようになった。迷惑メールを止めてもらえないか。